

信州大学教育学部と長野市立長野高等学校との連携に関する覚書

信州大学教育学部（以下「甲」という。）と長野市立長野高等学校（以下「乙」という。）は、信州大学と長野市との連携に関する協定書のもと、甲と乙の教育に係る連携及び協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲と乙の教育の充実及び発展を図り、もって地域社会に貢献する有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- 一 甲に所属する教員等の乙への派遣に関する事。
- 二 乙に在学する生徒の甲が開講する授業等への参加に関する事。
- 三 甲に在学する学生の乙における教育実習生としての受入れに関する事。
- 四 教育上の諸課題に対応する情報交換及び研究等に関する事。
- 五 その他甲と乙が必要と認める事項

（実施）

第3条 前条各号に掲げる連携協力事項の具体的な実施については、毎年甲と乙両者が協議するものとする。

（覚書の解消）

第4条 甲と乙は、この覚書を解消しようとするときは、解消しようとする日の6月前までに、書面により相手方にその旨を通知しなければならない。

（その他）

第5条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について必要が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書2通を作成し、甲と乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年7月25日

（甲） 信州大学教育学部長

平野吉直



（乙） 長野市立長野高等学校長

河面清

